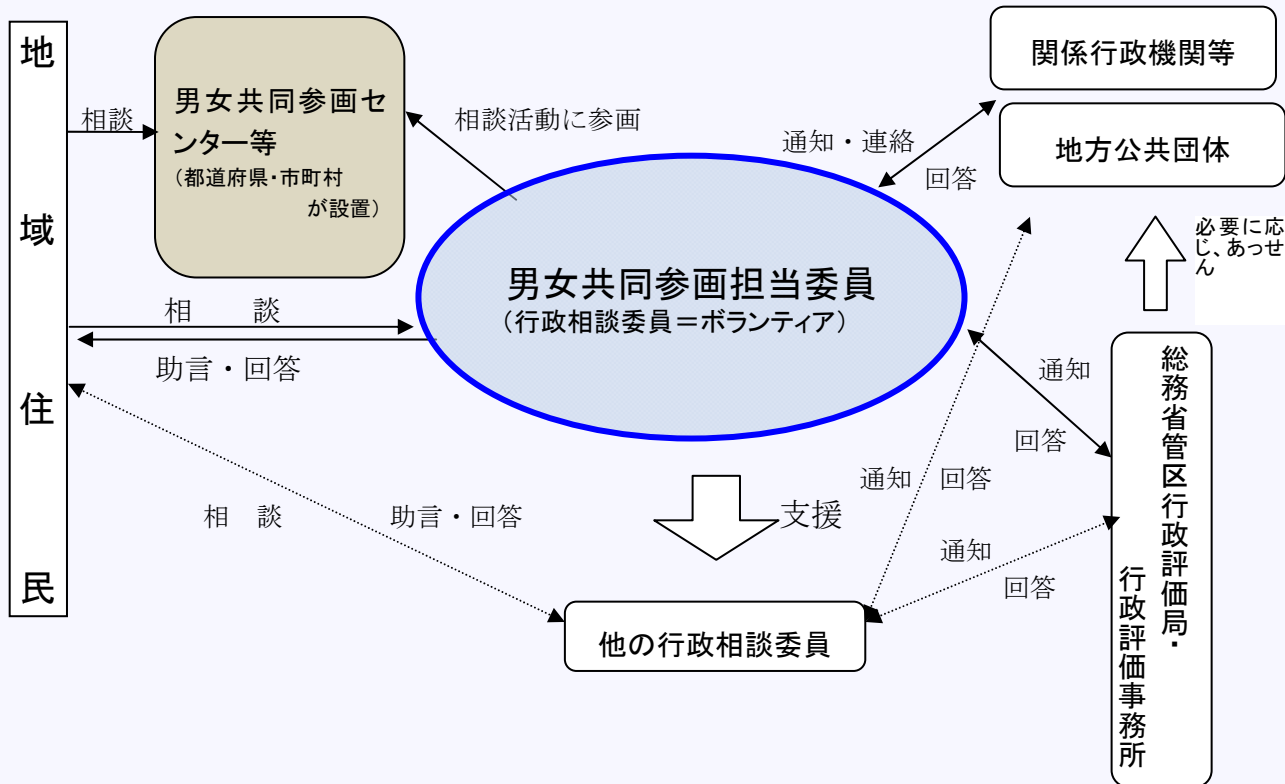


# 男女共同参画担当委員(行政相談委員)

- 総務省は、全国の行政相談委員の中から男女共同参画に関する施策についての苦情の処理に関し中心的な役割を果たす者として男女共同参画担当委員を指名
- 男女共同参画担当委員は、「男女共同参画基本計画」(平成12年12月12日閣議決定、17年12月27日閣議決定(第2次))に基づき、男女共同参画に関する政府の施策についての苦情の処理について、行政相談委員を含む行政相談制度等既存の制度の積極的な活用により、その機能の充実を図るため、平成15年9月1日に、男女共同参画に関して高い識見を有する行政相談委員の中から123人を指名(平成21年度189人)  
男女共同参画担当委員は、男女共同参画に係る苦情や要望を受け付け、処理するとともに、他の行政相談委員に対する支援活動を行っている。

## ○ イメージ図



## ○ 行政相談委員の業務

- ① 国の行政機関等の業務に関する苦情の相談を受けて、相談者に必要な助言を行ったり、関係行政機関等又は総務省管区行政評価局・行政評価事務所にその苦情を通知するなど苦情の解決を促進(行政相談委員法第2条第1項)
- ② 業務の遂行を通じて得られた行政運営の改善に関する意見を総務大臣に対して述べることにより行政の改善に貢献(法第4条)

## ○ 男女共同参画担当委員の主な職務

- ① 男女共同参画に関する施策についての情報の収集、整理
- ② 行政相談委員が開催する男女共同参画に関する研修会の企画への参画
- ③ 男女共同参画に関する行政相談懇談会の開催
- ④ 男女共同参画に関する施策についての苦情の処理についての他の委員への助言
- ⑤ 地方公共団体が設置する男女共同参画に関する総合的な施設における行政相談所の開設等

男女共同参画担当委員の指名状況

(単位:人)

年度	女性	男性	計	備考
平成15	116	7	123	全都道府県に配置
17	119	63	182	〃
19	120	66	186	〃
21	124	65	189	〃